

田辺市測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領

1. 趣旨

本市が発注する測量設計等委託業務については、これまで最低制限価格を設定していなかったため、極端に低い価格で応札する業者もあり、ダンピング受注へと結びつくことも懸念されることから、平成21年度から設計金額3,000万円未満の測量設計等委託業務については、最低制限価格を設定したところである。

しかしながら、依然、最低制限価格を設定できない測量設計等委託業務が大半を占め、極端に低い価格での応札であっても、落札者として決定せざるを得ない状況にあることから、ここにダンピング受注防止に向けた落札者決定のための制度等を定める。ただし、この落札者決定要領に基づき入札・見積合せ等を行うことが適当でない委託業務（例えば、契約規則第23条に定める額以内の場合等）については、この限りでない。

2. 当該決定要領に掲げる用語の定義

この要領に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

1) 測量設計等委託業務

「測量設計等委託業務」（以下委託業務という）とは、測量業務委託、建築設計業務委託、地質調査業務等、建設工事に付随する委託業務にとどまらず、警備保障業務委託、清掃業務委託等、本市が発注する全ての委託業務をいう。

2) 設計書

「設計書」とは、国、県の積算基準及び歩掛等、公的積算基準に基づき作成された設計書またはその他の方法により作成された設計書であって、本市が設計書と認めたものをいう。

3) 入札等

「入札等」とは、競争入札並びに最低制限価格の設定が必要な随意契約を総称したものをいう。

4) 予定価格

「予定価格」とは、上記2)に基づく「設計書」に示された設計金額または本市が、その他の方法により算出し予定価格と認めた額をいう。

3. 委託業務の入札等に係る基本的な考え方

市が発注する委託業務を入札等に付そうとする場合は、ダンピング受注防止のため、基本的には設計書を作成し、最低制限価格の設定に努めることとする。

4. 発注に係る入札方法

委託業務を発注しようとする場合は、基本的には競争入札により執行するものとする。

5. 技術審査による受託業者の決定

1) 技術審査による落札者の決定

委託業務の入札等については、原則全件技術審査を行うものとし、委託契約の締結に先立ち、下記6、7、8に掲げるとおり、技術審査に必要な資料の提出を求め、

適正な技術者の配置等の確認に努める。これにより、従来「落札者」としていたものを技術審査が終了するまでは「落札候補者」とする。後日の審査により、履行可能と判断した場合は、「落札者」と決定し、契約を締結するものとする。

落札候補者が欠格の場合は失格とし次順位者が繰り上がり落札候補者となり、落札者が決定するまで上記技術審査を繰り返すものとする。

2) 上部組織等の技術審査による決定

担当課または契約課は、上記1)における委託業務の審査による決定が困難な場合は、工事入札指名業者選考委員会等、庁舎内の関係組織、或いは関係部署に諮り、業務執行に係る手抜きの有無等を審査し落札者を決定する。

(1) 必要があると判断した場合は、落札候補者の聞き取り調査を行う。

(2) 当該積算内訳書等で判断できない場合は、審査に必要な新たな詳細資料の提出を求める場合がある。

6. 設計書に基づく予定価格（設計金額）が3,000万円未満の委託業務の場合

1) 対象業務

設計書により設計金額が算出されている委託業務で、予定価格が3,000万円未満のもの

2) 落札者の決定

「最低制限価格制度」により落札者を決定する。

(1) 最低制限価格に基づく落札候補者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内において、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札候補者とし、最低制限価格未満の額での入札者は失格とする。

(2) 提出資料に基づく技術審査による決定

落札候補者が、入札後に提出した以下の資料に基づき後日の技術審査により落札者を決定する。ただし、業務によっては、審査に必要な提出資料を以下のうちから指定する場合がある。

i. 主任技術者等届（7頁：別記様式第1号）

ii. 経歴書（8頁：別記様式第2号）

iii. 主任技術者等の資格証明ができる書類

国家資格等の技術検定合格書等の写し

iv. 主任技術者等の常勤性（3ヶ月以上の雇用）が確認できる書類

健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し等

v. その他、市が必要と認めた書類

3) 最低制限価格の設定方法

最低制限価格の設定方法は、以下のとおりとする。

予定価格×70/100（千円未満切り捨て）

4) 予定価格並びに最低制限価格の公表

(1) 予定価格は事前公表とする。

(2) 最低制限価格は、開札後に入札会場で公表する。

7. 設計書に基づく予定価格（設計金額）が3,000万円以上の委託業務の場合

1) 対象業務

設計書により設計金額が算出されている委託業務で、予定価格が3,000万円以上の委託業務

2) 落札者の決定

「失格判定型低入札価格制度」により落札者を決定する。

当該制度は、入札参加者が調査基準価格未満の低価格で入札した場合も失格とせず、後日の技術審査により落札者を決定する制度。

○調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

(1) 予定価格と調査基準価格の範囲内での落札者の決定

①入札等において、予定価格と調査基準価格の範囲内において調査基準価格以上の最低制限価格入札者を落札候補者とする。

②落札候補者が、入札後に提出した以下の資料 i、ii、iii、iv、v に基づき後日の技術審査により落札者を決定する。ただし、業務によっては、審査に必要な提出資料を以下のうちから指定する場合がある。

- i. 主任技術者等届（7頁：別記様式第1号）
- ii. 経歴書（8頁：別記様式第2号）
- iii. 主任技術者等の資格証明ができる書類
国家資格等の技術検定合格書等の写し
- iv. 主任技術者等の常勤性（3ヶ月以上の雇用）が確認できる書類
健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し等
- v. その他、市が必要と認めた書類

(2) 調査基準価格未満での落札者の決定

①調査基準価格未満の最低価格入札者のうち、入札会場において、下記②の資料の提出のあった者を落札候補者とする。提出のない場合はその場で失格となる。

②落札候補者は、入札会場において提出した下記の資料 i、ii、iii、iv、v、vi、に基づき、後日の技術審査により落札者と決定する。その場合、当該提出資料は、ファイルにより、一つに取りまとめ提出すること。ただし、業務によっては、審査に必要な提出資料を以下のうちから指定する場合がある。

- i. 入札金額の積算内訳書（9頁：別記様式第3号）
- ii. 主任技術者等届（7頁：別記様式第1号）
- iii. 経歴書（8頁：別記様式第2号）
- iv. 主任技術者等の資格証明ができる書類
国家資格等の技術検定合格書等の写し
- v. 主任技術者等の常勤性（3ヶ月以上の雇用）が確認できる書類
健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し等
- vi. その他、市が必要と認めた書類

(3) 測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準に基づく判定

当該入札に係る落札候補者の審査にあつては、事前に提出された当該積算内訳書に記載の費目等が、別紙資料1の「田辺市測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準」に定めるいずれかに該当する場合は失格とする。

ただし、業務によっては、当該失格判定基準に係る項目等を別に定めることができる。その場合、入札参加者にその旨を事前に通知しなければならない。

3) 調査基準価格の設定方法

調査基準価格の設定方法は以下のとおりとする。

予定価格×70/100（千円未満切り捨て）

4) 予定価格並びに調査基準価格の公表

(1) 予定価格は事前公表とする。

(2) 調査基準価格は事前公表とする。

5) 特例措置等

設計金額 3,000 万円以上の委託業務であっても、失格判定型低入札価格制度による入札が適当でないと判断した委託業務にあつては、「最低制限価格制度」による入札執行ができるものとする。その場合、入札参加者に、その旨を事前通知しなければならない。

8. 本市が設計書を提示していない委託業務の場合

本市が設計書を提示していない委託業務にあつては、国、県等、公的な歩掛りに基づき設定した予定価格（設計金額）がないことから、上記に掲げる委託業務のように、予定価格に70%を乗じた額を最低制限価格と設定することは難しい。従つて、このような設計書のない委託業務の入札については、以下の方法により対応するものとする。

1) 対象業務

本市が設計書を提示していない委託業務

2) 落札者の決定

「変動型最低制限価格制度」により落札者を決定する。

当該制度は、入札会場等において、下記(2)に基づき変動させ設定した最低制限価格により、落札者を決定する制度である。

(1) 技術資料の提出及び最低制限価格に基づく落札者の決定

①入札参加者は、入札書と同時に、入札会場において下記の資料 i を、また後日の技術審査において下記の資料 ii、iii、iv、v、viを提出しなければならない。ただし、業務によっては、審査に必要な提出資料を以下のうちから指定する場合がある。

- i. 入札金額の積算内訳書（9頁：別記様式第3号）
- ii. 主任技術者届（7頁：別記様式第1号）
- iii. 経歴書（8頁：別記様式第2号）
- iv. 主任技術者等の資格証明ができる書類

- 国家資格等の技術検定合格書等の写し
- v. 主任技術者等の常勤性（3ヶ月以上の雇用）が確認できる書類
健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し等
 - vi. その他、市が必要と認めた書類

②上記①に基づく資料提出者であり、かつ、予定価格と最低制限価格の範囲内における最低制限価格以上の最低価格入札者を落札候補者とする。最低制限価格未満の額での入札者は失格とする。

③落札候補者は、入札会場において上記①により提出した資料に基づく後日の技術審査により落札者と決定する。

(2) 最低制限価格の設定方法

有効札（予定価格以下で入札した札）の平均額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数をきり捨てた額）に100分の80を乗じた額（千円未満切捨て）もしくは予定価格に100分の70を乗じた額（千円未満切捨て）のうち、どちらか高い方を「最低制限価格」とする。

事例

A社からF社の6社が以下のように応札した場合

※予定価格 10,000,000円（税抜き）

| | | |
|---|----|-------------|
| 1 | A社 | 6,600,000円 |
| 2 | B社 | 7,000,000円 |
| 3 | C社 | 11,000,000円 |
| 4 | D社 | 3,500,000円 |
| 5 | E社 | 9,700,000円 |
| 6 | F社 | 8,000,000円 |

[手順1] C社を有効札（予定価格以下で入札した札）から除く

[手順2] 平均額を算出

C社を除いた有効札（A社～F社）の合計額を、業者数5で割る。

34,800,000円 ÷ 5社 = 6,960,000円（1円未満の端数切捨て）

[手順3] 有効札の平均額の100分の80の額と予定価格の100分の70の額を求め、（どちらか高い方を最低制限価格とする。）

6,960,000円 × 80 / 100 = 5,568,000円（1,000円未満切捨て）

10,000,000円 × 70 / 100 = 7,000,000円（1,000円未満切捨て）

↑

※「最低制限価格」は、7,000,000円となる。

[結果]

| | | | |
|---|----|-------------|----|
| × | C社 | 11,000,000円 | 無効 |
|---|----|-------------|----|

| | |
|------|-------------|
| 予定価格 | 10,000,000円 |
|------|-------------|

| | | | |
|---|----|------------|-------|
| 1 | E社 | 9,700,000円 | 有効 |
| 2 | F社 | 8,000,000円 | 有効 |
| 3 | B社 | 7,000,000円 | 落札候補者 |

| | |
|--------|------------|
| 最低制限価格 | 7,000,000円 |
|--------|------------|

| | | | |
|---|----|------------|----|
| 4 | A社 | 6,600,000円 | 失格 |
| 5 | D社 | 3,500,000円 | 失格 |

(3) 測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準に基づく判定

当該入札に係る落札候補者の審査にあつては、事前に提出された当該積算内訳書に記載の費目等が、別紙資料1の「田辺市測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準」に定めるいずれかに該当する場合は失格とする。

ただし、業務によっては、当該失格判定基準に係る項目等を別に定めることができる。その場合、入札参加者にその旨を事前に通知しなければならない。

3) 予定価格の設定

予定価格は、予め業者から徴した見積書や、前年度に請負契約を締結した当該委託業務の額等に基づき設定した価格とする。

4) 予定価格並びに最低制限価格の公表

(1) 予定価格は事前公表とする。

(2) 最低制限価格は開札後に入札会場で公表する。

9. 最低制限価格制度等の採用に係る事前通知

当該決定要領に掲げる最低制限価格制度、失格判定型低入札価格制度、変動型最低制限価格制度のいずれかを採用し、入札等を執行しようとする場合は、予め入札参加者にその旨を通知しなければならない。通知等、周知できない場合は、最低制限価格を設定しない入札とする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

別記様式第1号

| 主任技術者届 | | |
|----------------------------|----------------------|---|
| 1. 業務名等 | | |
| 委託年度・業務番号 | 年度 | 第 号 |
| 業 務 名 | 業 務 | |
| 業 務 場 所 | 田辺市 | 地内 |
| 委 託 金 額 | ¥ | |
| 契 約 年 月 日 | 令和 年 月 日 | |
| 履 行 期 間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | |
| 2. 主任技術者 | | |
| 技 術 者 氏 名(生年月日) | | 資 格 等 の 名 称 |
| (明・大・昭・平 年 月 日生) | | 資格等の登録番号及び入社年月日 ※この欄はFAXによる(仮)技術審査提出資料のみ記入必要 |
| | | 登録番号: ※上記「資格等の名称」に記載した資格等の登録番号があれば記載すること。 |
| | | 年 月 日入社 |
| (注)技術者の経歴書を添付すること。 | | |
| 上記のとおり主任技術者を定めたのでお届けいたします。 | | |
| 令和 年 月 日 | | |
| 住 所 | | |
| 氏 名 _____ 印 | | |
| 田辺市長あて | | |

別記様式第2号

| 経 歴 書 | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 現住所 | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成 年 月 日生 |
| 取得している資格・免許等 | |
| | |
| | |
| | |
| 職歴 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 工事又は業務の経歴(過去5年間に従事した主な工事・業務の名称及び職務) | |
| (名称) | (職務) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 上記のとおり相違ありません。 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 氏 名 | |
| 印 | |
| (現場代理人及び主任技術者等届に添付のこと) | |

別記様式第3号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

田辺市長 へ

所在地
商号又は名称
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

入札金額の積算内訳書

入札物件の業務名 〇〇年度〇〇事業〇〇業務

業務場所 地内

入札金額（税抜き） ¥

積算内訳

| 費目・工種・種別・細目など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|---------------|----|----|----|------------|
| | | | | |
| | | | | |
| ////////// | | | | ////////// |
| ////////// | | | | ////////// |
| | | | | |
| 合計（業務価格） | | | | |

- 注 1. 本市から設計書を提示している場合は、当該設計書に記載された全ての項目を明記すること。
2. ただし、市が設計書を提示していない場合は、貴社が当該入札価格で設計した項目、数量、単価、金額等を明記すること。また、配置技術者等の人件費が発生する場合は、その労務費並びに積算根拠となる労務単価を計上すること。
3. 業務価格と入札金額を一致させること。
4. 業務価格は、税抜き金額とする。

別紙資料 1

田辺市測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準

以下の基準のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 入札書の提出時に「入札金額の積算内訳書」を提出した全ての委託業務

- (1) 落札候補者提出の積算内訳書の合計額と当該入札価格が一致しない場合
- (2) 落札候補者が、審査に必要な新たな詳細資料の提出または聞き取り調査を拒否した場合
- (3) 県の最低賃金価格を下回っている場合

2. 上記 1 に該当する委託業務のうち、設計書を提示している委託業務

(市が設計書を提示していない委託業務の場合は該当しない。)

- (1) 提出された積算内訳書の費目名が、本市が提示した設計書に掲げる費目名と相違がある場合
- (2) 提出された入札の積算内訳書に計上した費目別金額のうち、次表に掲げる判定費目の額が、失格条件に該当する場合（ただし、当該判定費目以外で判定する場合においては、この限りでない。）

| 判定費目 | 失格条件 |
|-----------------|--|
| 直接業務に係る費目 | 該当の判定費目が、設計上の同費目に計上した額の 100 分の 95 を乗じて得た額（1,000 円未満切り捨て）未満の場合 |
| 上記、費目を除く諸経費等の費目 | 該当の判定費目の総計額が、設計上の該当費目の総計額の 100 分の 10 を乗じて得た額（1,000 円未満切り捨て）未満の場合 |